



## 奈良市役所からのお知らせ 都市計画「駐車場整備地区」の廃止について

平素は本市の都市計画行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市ではJR奈良駅周辺地区に定めている都市計画「駐車場整備地区」を廃止する取り組みを進めており、12月11日から都市計画変更案の縦覧と意見書の受付を行いますので、お知らせいたします。

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

### ◆都市計画「駐車場整備地区」とは・・・

JR奈良駅周辺地区では、昭和63年から始めた土地区画整理事業や市街地再開発事業により高度な土地利用が見込まれたことから、増加する駐車需要に対応するため、平成4年に「駐車場整備地区」を都市計画に定め、次のような取り組みを行ってきました。

- ・市営JR奈良駅地下駐車場等の整備【稼働中】
- ・駐車場附置義務条例の運用【継続中】
- ・高架下の利用促進【稼働中】
- ・パークアンドライド【継続中】
- ・駐車場案内システムの稼働【終了】

### ◆駐車場附置義務条例について

正式名称：奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成2年）

#### 【対象エリア】

駐車場整備地区

（※現在は、JR奈良駅周辺地区のみです。）

#### 【条例の主な内容】

延べ面積が2,000㎡を超える建物を新築・増築する時に、駐車場の設置を義務付けています。

（例）集合住宅…2戸につき1台

事務所ビル、ホテルなど…150㎡につき1台



土地区画整理事業前の航空写真

### ◆都市計画「駐車場整備地区」を廃止する理由と狙い

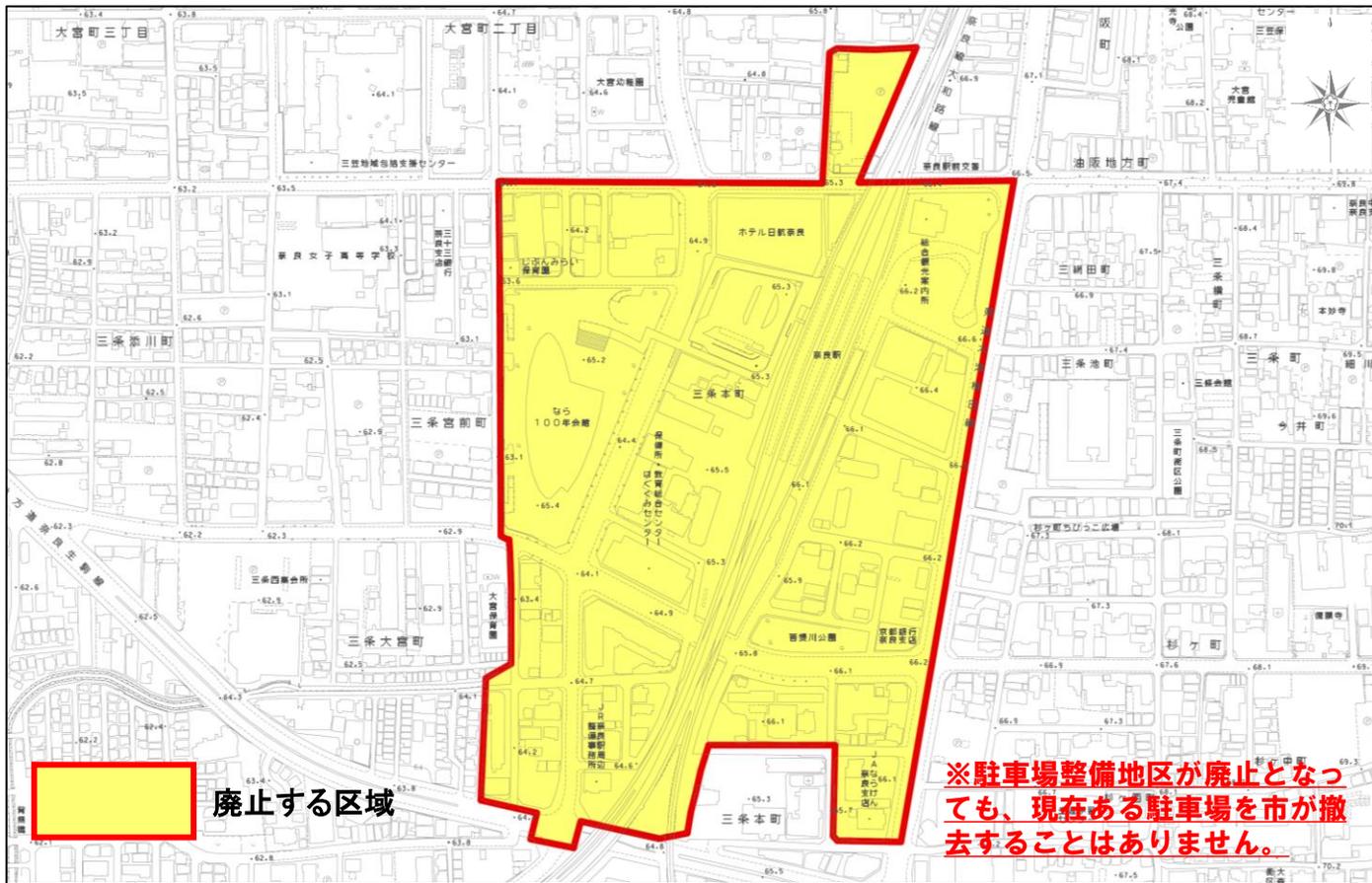
この地区を駐車場整備地区に指定したのは30年以上前のことです。当時は、この地区では多くの人が集まる施設やビルが建ち並び、駐車場を計画的に整備しなければ路上駐車や道路が混雑するなど、著しい交通の問題が起これと予想していました。そのため、市営駐車場の整備を進めると共に、条例により建築工事の際は一定の台数の駐車場を設置するよう義務付けてきました。

しかし、建築工事がほぼ完了した地区内の状況を調べてみたところ、現状、著しい交通の問題は見られません。本市では、奈良県と協力した渋滞対策や、電車やバスなどの公共交通機関の利用を促す取り組みを行っており、駐車場整備地区は役目を終えたため廃止したいと考えています。

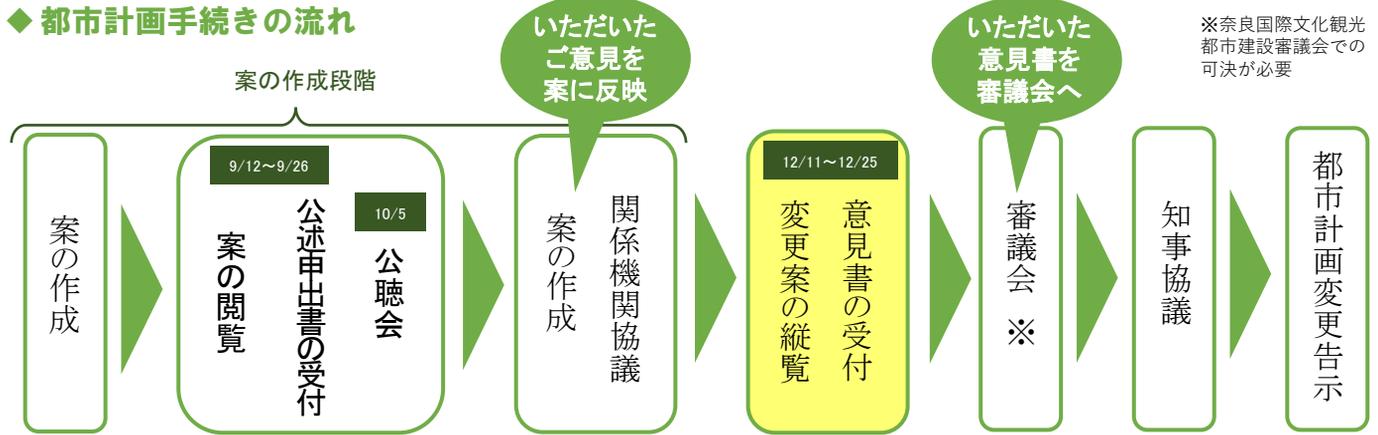
なお、駐車場を取り巻く様々な問題については、社会情勢の変化に合わせ、市全体の問題として引き続き取り組んでいきます。

●裏面もご覧ください

## ◆都市計画「駐車場整備地区」の位置



## ◆都市計画手続きの流れ



### ●変更案の縦覧について

期間:12月11日 から 12月25日 まで 掲載場所:都市計画課ホームページ、都市計画課窓口

### ●意見書の受付について

受付期間:12月11日 から 12月25日 まで ※12月25日必着で奈良市都市計画課へ  
提出方法:『専用フォーム』又は、所定の内容を記入した『意見書』をメール、郵送、持参、FAX

### ●くわしくは、都市計画課ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/111/246404.html>

### ◆お問い合わせ

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 都市整備部 都市計画課(中央棟3階)  
電話番号:0742-34-4748(直通)、FAX:0742-34-5179  
メール:toshikeikaku@city.nara.lg.jp

お問い合わせ  
意見書の提出はこちら⇒

